

# 家畜伝染病予防法の改正により、 飼養衛生管理者の選任が義務化!!

令和2年4月3日に、家畜伝染病予防法の一部が改正され、所有者の責務等が追加されました。

また、令和2年7月1日からは、全ての家畜の所有者は衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者」を選任することが義務付けられます。

## そもそも...飼養衛生管理者とは何ですか...？

- 衛生管理区域内における飼養衛生管理の責任者です。
- 衛生管理区域ごとに1名選任する必要があります。
- 選任された飼養衛生管理者は、次の業務を担います。
  - 衛生管理区域に出入りする者の管理  
(立入制限や入場者の記録等、飼養衛生管理基準の周知)
  - 従業員に対する飼養衛生管理基準の教育と訓練の実施

## ～お願い～

- ① 令和2年7月1日までに、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を1名選任してください。
- ② 各農場における選任状況は、令和3年1月から調査予定の定期報告で取りまとめます。